

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	島田市(7級地)
地域単価	10.14円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	658	668円	1,335円	2,002円	
要介護2	777	788円	1,576円	2,364円	
要介護3	900	913円	1,826円	2,738円	
要介護4	1,023	1,038円	2,075円	3,112円	
要介護5	1,148	1,164円	2,328円	3,492円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	584	593円	1,185円	1,777円	
要介護2	689	699円	1,398円	2,096円	
要介護3	796	808円	1,615円	2,422円	
要介護4	901	914円	1,828円	2,741円	
要介護5	1,008	1,023円	2,045円	3,067円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	570	578円	1,156円	1,734円	
要介護2	673	683円	1,365円	2,048円	
要介護3	777	788円	1,576円	2,364円	
要介護4	880	893円	1,785円	2,677円	
要介護5	984	998円	1,996円	2,994円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	388	394円	787円	1,181円	
要介護2	444	451円	901円	1,351円	
要介護3	502	509円	1,018円	1,527円	
要介護4	560	568円	1,136円	1,704円	
要介護5	617	626円	1,252円	1,877円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	370	376円	751円	1,126円	
要介護2	423	429円	858円	1,287円	
要介護3	479	486円	972円	1,458円	
要介護4	533	541円	1,081円	1,622円	
要介護5	588	597円	1,193円	1,789円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	島田市(7級地)
地域単価	10.14円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	41 円	81 円	122 円	
生活機能向上連携加算(II)	200	203 円	406 円	609 円	1月単位
個別機能訓練加算(I)イ	56	57 円	114 円	171 円	
個別機能訓練加算(I)ロ	76	77 円	154 円	231 円	
若年性認知症利用者受入加算	60	61 円	122 円	183 円	
口腔機能向上加算(I)	150	153 円	305 円	457 円	月2回まで
送迎減算	-47	-48 円	-96 円	-143 円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(5.9%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.0%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.1%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○入浴介助を行った場合 ○入浴介助に関する研修を行った場合
生活機能向上連携加算(II)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練を提供した場合。
個別機能訓練加算(I)イ	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
個別機能訓練加算(I)ロ	個別機能訓練加算(I)イの理学療法士等の配置に加え、理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
口腔機能向上加算(I)	看護職員等を1名以上配置して、利用者ごとの口腔機能改善管理計画を作成し、当該計画に従い看護職員等が口腔機能向上サービスを行った場合(2回/月まで)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

保険の対象とはならない費用一覧(2023年4月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食：650円、おやつ：50円(食材・調理費別)	
キャンセル料	利用日当日の朝8時30分までに右記の連絡先に連絡がない場合、700円(昼食・おやつ代)を徴収します。	0547-39-5521
通常の事業の実施地域以外の利用者の交通費	通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmあたり25円を徴収する。	

(以下余白)